

第7回学長選考会議事概要

日 時 平成19年1月31日(水) 13時30分～15時25分
場 所 事務局特別会議室
出席者 前田(議長), 本木, 鹿野, 中沼, 柴田, 佐藤, 辻, 山口, 池田, 石田, 石原,
竹越, 三谷
欠席者 杉本

1 前回議事確認

第6回学長選考会議(12月8日開催)

2 議 事

(1) 前回議事の確認について

(ア) 議事に先立ち、議長から、前回議事の確認が行われ、次に、骨子案(c案)の各論点を規定化した[資料3]を基に本日の議事を進めたい旨の説明があった。なお、議事の確認に関連して、三谷委員からの要請に基づき、第2回学長選考会議における同委員の次の発言を今回の議事録に加えることとした。

「国立大学法人金沢大学規則第14条に規定する学長の資格要件には、経営的な能力、手腕からの視点が欠如している。」

(イ) 本日欠席の杉本委員からの意向として、「前回書面で提出した意見に併せて、教学・経営者責任者会議を設置する意義についてご議論願いたい。ただし、学長選考会議の最終決定には従う。」旨が石川県高等教育振興室長の俵氏(陪席出席)から報告された。

(2) 学長選考の骨子について

(ア) 総務部長から、[資料2]及び[資料3]に基づく説明があった後、[資料3]に基づき各項目ごとに協議がなされ、次のとおり各論点が整理された。

(1) 責務について

特段の意見は出されなかった。

(2) 推薦人の範囲及び人数について

第1項第2号の推薦人の人数は、同項第1号との均衡を考慮して、第2次意向投票資格者数の部局最低数である30名とする。

同項第3号については規則案1とし、細則案については原案どおりとする。

(3) 意向投票管理委員会について

設置形態は規則案1とし、細則案については原案どおりとする。

(4) 意向投票について

投票資格者の範囲は第1次及び第2次投票とも規則案1とするが、不在者投票については、認めれば安易に不在者投票に流れる傾向があるとの竹越委員の指摘を受け、実施内容、管理上の問題点等を調査した上で実施の可否を再検討することとした。

なお、池田委員から、第2次意向投票の資格者は、学内ヒアリングの参加者

に限定してはどうかとの意見があった。

(5) 学内ヒアリングについて

学内ヒアリングを実施する規則案1とするが、第2次投票資格者の参加を前提としたものであることを規定上明確にする。

(6) 最終学長候補者の決定について

議長から、前回提出された〔資料議長案〕に対する修正・補足があり（資料4）、これをも含めて以下の諸点が整理された。

- ・学長選考会議による合議成立の要件として、「全会一致」という表現を残さない。
- ・教学・経営責任者会議開催の要件は、「複数の学長選考会議委員から要求があったとき。」とする。開催要求が一人のみのときは、学長選考会議による最終決定のプロセスに移る。
- ・教学・経営責任者会議の投票に対する、「第2次投票の結果を尊重する。（又は留意する。）」等の文言は削除する。
- ・教学・経営責任者会議の主体性を確保するため、c案のプロセスに加えて、教学・経営責任者会議による最適任者の推薦を受けた学長選考会議は、合議による最終決定又は合議不調により記名投票による最終決定を行うというプロセスを追加する。
- ・学長選考会議の説明責任として投票結果を含む決定の経緯を公表するとともに、委員個人として自己の投票行動等につき補足説明を加えることができるものとする。

教学・経営責任者会議の構成員に役員が入ることの是非について議論されたが、法人の現状を最も把握していると思われる役員をはずすことに対する疑問が出され、また、一定の条件で学長選考会議の構成員に役員が入ることを認めている国立大学法人法との均衡から考えて、役員をはずさないこととした。

なお、本木委員から、a案とb案を調整するものとしてc案が提案された経緯を踏まえれば、教学・経営責任者会議を必ず開催するものとした原案を崩すべきではないとの意見があった。

(7) 兼職について

規則案どおりとする。

(8) 解任について

学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることについて否定的な意見が出され、種々意見交換の結果、第5項ただし書を削除することとした。

(イ) 以上の検討結果を基に規則、細則等を作成し、書面附議により審議し、3月末までに最終案を取りまとめることとした。

次回開催予定

◎第8回学長選考会議

日程調整の上、4月以降に開催の予定